
有機性廃棄物リサイクル推進施設
（し尿処理施設）
整備・運営事業
建設工事請負契約書
（案）

平成 29 年 9 月

（平成 29 年 10 月 30 日修正）

会津若松地方広域市町村圏整備組合

建設工事請負仮契約書

工 事 番 号
1 工 事 名
2 工 事 場 所
3 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
4 請 負 代 金 額 等
請負代金額 百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円

うち取引に係る 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
消費税及び地方
消費税の額

(〔 〕の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。)

5 契 約 保 証 金
6 特 約 別紙のとおり

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業（以下「**本事業**」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で仮契約として締結した平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本契約書（以下「**基本契約**」という。）第8条第1項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年4月1日会広整組規則第4号）及び以下に定める約款（以下「**この約款**」という。）の定める契約条項によって、本事業の事業契約の一部として公平な会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業建設工事請負契約（以下「**この契約**」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約であって、この契約の締結について会津若松地方広域市町村圏整備組合議会において可決されたときに、本契約として成立することを確認する。この契約の締結について会津若松地方広域市町村圏整備組合議会において否決されたときには、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住 所 会津若松市中央三丁目10番12号
発注者 代表者 会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者

住 所
受注者 代表者

目 次

第 1 条	(総則)	1
第 2 条	(関連工事の調整)	2
第 3 条	(請負代金内訳書及び工程表)	2
第 3 条の 2	(設計)	2
第 4 条	(契約の保証)	3
第 5 条	(権利義務の譲渡等)	3
第 5 条の 2	(著作権の譲渡等)	3
第 6 条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	4
第 7 条	(下請負人の通知)	5
第 8 条	(特許権等の使用)	5
第 9 条	(監督員)	5
第 10 条	(現場代理人及び主任技術者等)	5
第 10 条の 2	(管理技術者)	6
第 10 条の 3	(照査技術者)	6
第 10 条の 4	(土地への立入り)	6
第 10 条の 5	(事前調査)	6
第 10 条の 6	(許認可及び届出等)	7
第 11 条	(履行報告)	7
第 11 条の 2	(業務実施状況のモニタリング)	7
第 12 条	(工事関係者に関する措置請求)	7
第 13 条	(工事材料の品質及び検査等)	8
第 14 条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	8
第 15 条	(支給材料及び貸与品)	8
第 16 条	(工事用地の確保等)	9
第 17 条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	9
第 18 条	(条件変更等)	10
第 19 条	(設計変更)	10
第 20 条	(工事の中止)	11
第 21 条	(受注者の請求による工期の延長)	12
第 22 条	(発注者の請求による工期の短縮等)	12
第 23 条	(工期の変更方法)	12
第 24 条	(請負代金額の変更方法等)	12
第 25 条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	12
第 26 条	(臨機の措置)	13
第 27 条	(一般的損害)	13
第 28 条	(第三者に及ぼした損害)	14
第 29 条	(不可抗力による損害)	14
第 29 条の 2	(法令の変更)	15
第 30 条	(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)	15
第 31 条	(検査及び引渡し)	15

第 31 条の 2	(教育及び訓練)	16
第 32 条	(請負代金の支払)	16
第 33 条	(部分使用)	16
第 34 条	(前金払及び中間前金払)	16
第 35 条	(保証契約の変更)	17
第 36 条	(前払金の使用等)	18
第 37 条	(部分払)	18
第 38 条	(部分引渡し)	19
第 39 条	(債務負担行為に係る契約の特則)	19
第 40 条	(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	20
第 41 条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	20
第 42 条	(第三者による代理受領)	21
第 43 条	(前払金等の不払に対する工事中止)	21
第 44 条	(瑕疵担保)	21
第 44 条の 2	(性能保証責任)	22
第 45 条	(履行遅滞の場合における損害金等)	22
第 46 条	(発注者の解除権)	22
第 46 条の 2	(談合その他不正行為による解除)	23
第 46 条の 3	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	23
第 47 条	(発注者の任意解除)	24
第 48 条	(受注者の解除権)	24
第 49 条	(不可抗力又は法令変更による解除)	24
第 50 条	(解除に伴う措置)	24
第 50 条の 2	(賠償の予約)	25
第 50 条の 3	(工事等の完成前における建設共同企業体の解散に対する措置)	26
第 51 条	(火災保険等)	26
第 51 条の 2	(賠償金等の徴収)	26
第 52 条	(あっせん又は調停)	26
第 53 条	(仲裁)	26
第 54 条	(資料、報告等)	26
第 55 条	(秘密保持)	27
第 56 条	(個人情報の保護)	27
第 57 条	(補則)	28

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、第3項第1号から第4号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び要求水準書等と一体となるものとする。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この約款で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業入札説明書（以下「**入札説明書**」という。）に定義された意味又は次の各号所定の意味を有するものとする。

- (1) 「**技術提案書**」とは、入札説明書に従い受注者が発注者に提出した平成[]年[]月[]日付け提案書類（その後の変更を含む。）をいう。
- (2) 「**実施設計図書**」とは、設計に関して作成され、第3条の2第2項の定めるところに従って発注者の承諾が得られた書類、図面その他の図書（第21条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更されたもの）をいう。
- (3) 「**設計図書**」とは、要求水準書等及び実施設計図書をいう。
- (4) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害又は騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (5) 「**法令変更**」とは、法律、政令、規則、条例その他のこれに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン及び公的な解釈等の変更を含む。
- (6) 「**設計**」とは、この契約及び要求水準書等に定める設計に関する業務（第3条の2第2項第1号に基づき発注者の承諾を得た後に行う変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
- (7) 「**工事**」とは、この契約及び要求水準書等に定める建設に関する業務（工事目的物である有機性廃棄物リサイクル推進施設（以下「**本件施設**」という。）を完成させるために必要となる一切の業務を含む。）をいう。
- (8) 「**工事等**」とは、設計及び工事を総称して又は個別にいう。
- (9) 「**入札**」とは、本事業に係る入札をいう。
- (10) 「**要求水準書等**」とは、入札に際して発注者が公表した要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。
- (11) 「**質問回答書**」とは、発注者が平成[]年[]月[]日に公表又は通知した第1回質問回答書、平成[]年[]月[]日に公表又は通知した第2回質問回答書を総称していう。
- (12) 「**成果物**」とは、この契約、要求水準書等に基づき、又はその他この契約に定める業務に関して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

3 この契約は、次の各号に定める書類及び図面で構成する。また、基本契約並びに次の各号に定める書類及び図面の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、この約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、実施設計図書、技術提案書の順とする。ただし、技術提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、技術提案書の記載が要求水準書等に優先するものとする。

- (1) この約款
- (2) 要求水準書等
- (3) 実施設計図書
- (4) 技術提案書

4 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その建設工事請負代金（以下「**請負代金**」という。）を支払うものとする。

5 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、受注者は(1)分別解体等の方法、(2)解体の工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別紙 1

に記入し、発注者に提出しなければならない。

- 6 受注者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項を別紙 2 に記入し、発注者に提出しなければならない。
- 7 仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「**施工方法等**」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 8 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。
- 13 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 16 受注者が特定建設工事共同企業体（以下「**建設共同企業体**」という。）を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を建設共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該建設共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 17 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

- 第3条** 受注者は、この契約締結後 5 日以内に要求水準書等及び技術提案書に基づいて請負代金内訳書（以下「**内訳書**」という。）並びに設計の工程及び工事の工程の概略を示した全体工程表（以下「**全体工程表**」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、第 3 条の 2 第 2 項第 1 号の定めるところに従って実施設計図書につき発注者の承諾が得られた後直ちに、要求水準書等及び発注者による確認済みの実施設計図書に基づき工事の工程表を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
 - 3 全体工程表、工程表及び内訳書は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものでない。

（設計）

第 3 条の 2 受注者は、この契約の締結後、直ちに、本設計を開始するものとする。

- 2 受注者は、法令を遵守の上、次の各号の定めに従って本設計を実施するものとする。

（1） 受注者は、第 3 条第 1 項に定義する全体工程表において定められた実施設計図書の提出期限ま

で、要求水準書等及び技術提案書に基づき、工事の実施設計図書を作成した上、発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。発注者は、当該実施設計図書が、要求水準書等又は技術提案書に適合していないと判断した場合、当該実施設計図書の受領後、当該判断に合理的に必要な日数内に、受注者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上、受注者の費用負担において、その修正を求めることができ、受注者はこれに従うものとし、その後も同様とする。かかる場合を除き、発注者は、当該書類又は図面の受領後相当の期間内において、受注者に対し、当該実施設計図書の内容を承諾した旨を通知する。

(2) 発注者は、前号に定める承諾を理由として工事等の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、前号に定める発注者の承諾をもって、第 44 条及び第 44 条の 2 の責任を免れることはできない。

3 受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、設計の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、設計の内容について発注者と協議するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は**保証事業会社**(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「**保証の額**」という。)は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、発注者は契約保証金の納付を免除するものとする。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求できるものとし、受注者は保証の額の減額を請求することができるものとする。

5 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、実施設計図書(未完成の実施設計図書及び本設計を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。)、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 13 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 37 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第 5 条 の 2 発注者が入札に関して又はこの契約に基づいて受注者に対して提供した情報、書類、図面

等に関する著作権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。実施設計図書及び工事目的物に係る著作権者の権利の帰属は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。）の定めるところによる。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、実施設計図書及び工事目的物を、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。受注者は、実施設計図書及び工事目的物につき、各号に定める発注者の利用が可能となるよう必要な措置を講じなければならない。かつ自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作権名を表示することなく実施設計図書の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

- (2) 実施設計図書又は工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして実施設計図書について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

- (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

- (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

- 3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 実施設計図書及び工事目的物の内容を公表すること。

- (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

- (3) 実施設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、実施設計図書及び工事目的物に係る著作権者の権利につき第三者に対して譲渡その他の処分をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 5 受注者は、実施設計図書及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。受注者は、実施設計図書又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合、自らの責任及び費用負担により当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

- 6 発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号。）に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用することができる。

- 7 受注者は、請負代金が本条に基づく実施設計図書及び工事目的物の利用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価を含むものであることを確認する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の定め違反することなく工事を第三者に委託し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該再委託又は下請が数次にわたって行われるときは、後次の全ての受託者又は請負人を含む。）をして、工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委託し又は請け負わせることのないようにしなければならない。

- 3 受注者は、本設計の全部又は発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 4 受注者は、前項の規定に違反することなく設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする

ときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が軽微と認める部分を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、この限りでない。

- 5 第2項又は前項の規定により業務を委託され、又は請け負った下請人等その他の第三者（以下「**下請人等**」という。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「**特許権等**」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する設計図書を完成させるための受注者又は受注者の現場代理人に対する本設計に関する指示
- (2) この約款及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 設計に関する受注者又は受注者の現場代理人との協議
- (4) 設計の進捗の確認、要求水準書等及び技術提案書の記載内容と履行内容との照合又は監督
- (5) 工事に関する受注者又は受注者の現場代理人に対する指示又は承諾の付与、若しくは受注者又は受注者の現場代理人との協議
- (6) 工事に必要な詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (7) 工事の工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- (8) 工事の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合又は監督

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、正社員（従業員）の中から次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者（同法第 26 条第 3 項の工事の場合は、専任の主任技術者（監理技術者）、ただし、当該工事が同法第 26 条第 4 項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、工事現場への常駐については、発注者が特に認めたときは、この限りでない。
- 3 現場代理人は、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（管理技術者）

第 10 条の 2 受注者は、設計に関し技術上の管理を行う者（以下「**管理技術者**」という。）を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約に基づく受注者による設計の履行に関し、管理及び統括を行うほか、設計に係る請負代金額の変更、請求及び受領並びに設計に係る第 21 条に基づく履行期間の延長請求を除き、この契約に基づく一切の権限のうち設計に関するものを行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。受注者は、発注者への当該通知の到達前に管理技術者が行った行為につき、一切の責任を負う。

（照査技術者）

第 10 条の 3 受注者は、実施設計図書の内容の技術上の照査を行う者（以下「**照査技術者**」という。）を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第 1 項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（土地への立入り）

第 10 条の 4 受注者が設計を行う上で調査のために第三者が権限を有する土地に立ち入る場合において、当該土地につき権限を有する者の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

（事前調査）

第 10 条の 5 受注者は、自己の責任と費用負担において、発注者の事前の承諾を得た上、表記の工事場所に立入り、工事用地（第 16 条第 1 項に定義する。以下同じ。）について工事等に必要の調査（地質調査その他の用地調査、本件施設の建築準備調査等を含む。本条において「**受注者事前調査**」という。）を行うものとする。

- 2 受注者は、受注者事前調査の結果に基づき、工事等を実施するものとする。受注者は、次項に規定する場合を除き、受注者事前調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備、誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
- 3 受注者の事前調査により、工事用地について、発注者がこの契約に従って工事等を遂行することを妨

げる瑕疵（地質障害、地中障害物等の瑕疵等を含むがこれに限らない。）が判明し、かつ、当該瑕疵が要求水準書等で規定されていなかった、又は要求水準書等で規定されていた事実と異なっていた場合には、これに起因して受注者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協議し、合理的な範囲で発注者が負担するものとする。ただし、要求水準書等及び技術提案書に定める現地調査を受注者が十分に実施していない等、受注者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りでない。

（許認可及び届出等）

第10条の6 受注者は、第3項の場合を除き、本工事等に関するこの契約上の受注者の義務を履行して工事等を遂行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を、自己の責任及び費用負担において完了するものとする。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

- 2 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に定める許認可の取得及び届出の履践その他の手続に必要な資料の提出等について協力するものとする。
- 3 発注者による工事等に関する許認可の取得又は届出の履践その他の手続につき必要があり、受注者に対して協力を求めた場合には、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

（履行報告）

第11条 受注者は、要求水準書等及び技術提案書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（業務実施状況のモニタリング）

第11条の2 発注者は、随時工事等の遂行状況等業務実施状況のモニタリングを行うことができるものとする。

- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングの結果、この契約に規定する事項が達成されていない、又は達成されないおそれがあることが判明したときは、受注者に対して、90日を超えない範囲で猶予期間を与えて、改善を要求することができる。
- 3 受注者は、発注者から改善の指示を受けた場合は、自らの責任と費用によって、改善を行わなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定に基づく改善を達成できないときには、再度改善の指示を行う。
- 5 前二項に基づき発注者が改善を指示したにもかかわらず、受注者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合は、第46条第1項第4号規定に該当する事由があるとみなす。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条** 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条** 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条** 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「**支給材料**」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「**貸与品**」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しにあつては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、

受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を収め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「**工事用地等**」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
 - 6 受注者が工事用地の維持保全につき費用（通常が必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は工事用地の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、第10条の5第3項に規定する場合を除き、発注者は、当該費用を受注者に対して負担しない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求し

たときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による
ときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等（質問回答書を除く。）と要求水準書等に対する質問回答書の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計の施行上の制約等、要求水準書等に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議の上、要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受注者に対して、設計

変更（実施設計図書の変更を含む。以下、本条において同じ。）を請求することができる。受注者は、当該請求を受領した日から 14 日以内に、当該設計変更の可否及び受注者による工事等の実施に与える影響を検討した上、発注者に対してその結果（当該設計変更による履行期間の変更の有無及び当該設計変更の技術提案書の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。発注者は、当該設計変更が履行期間の変更を伴わず、かつ技術提案書の範囲を逸脱しない場合、かかる受注者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定した上、合理的な期間内に、受注者に対して通知するものとし、受注者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 2 受注者は、履行期間の変更又は技術提案書の範囲を逸脱しない範囲で、設計変更の必要性及びそれが受注者による工事等の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を発注者に対して通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- 3 前二項の規定に従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により発注者又は受注者に損害、損失又は費用（工事等を遂行するに当たり受注者に生じた追加費用を含む。）が発生したときは、発注者及び受注者は、その負担について、次の各号に掲げるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により工事等に要する費用の減少が生じたときは、発注者は、受注者と協議した上、その意見を聴いて、請負代金額の支払額を減額することができる。なお、第 3 号及び第 4 号の規定による場合、第 29 条又は第 29 条の 2 の規定は、適用されない。
 - (1) 当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者がこれを負担する。
 - (2) 当該設計変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合、受注者がこれを負担する。
 - (3) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、請負代金額の 100 分の 1 に至るまでは、受注者の負担とし、それを超過した部分は、発注者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該設計変更が法令変更に基づくものである場合、又は当該法令変更が工事等に直接関係するものである場合（工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との協議によりこれを定めるものとする。
- 4 発注者が受注者に対して通知した設計変更又は受注者が行おうとする設計変更が、履行期間の変更を伴い、又は技術提案書の範囲を逸脱する場合、この契約の他の規定にかかわらず、発注者は、受注者との間において当該設計変更の可否、履行期間の変更の可否及び工程表の変更の可否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが承諾されたときは、受注者は、その承諾されたところに従って設計変更を行うものとする。
- 5 前項の規定による協議においては、当該設計変更により発注者又は受注者に生ずる損害、損失又は費用（工事等を遂行するに当たり受注者に生じた追加費用を含む。）の負担及び支払の方法並びに当該設計変更に起因する工事等に要する費用の減少に伴う請負代金額の減額についても合意することができる。ただし、発注者又は受注者において生ずる損害、損失又は費用（工事等を遂行するに当たり受注者に生じた追加費用を含む。）の負担については、第 3 項第 1 号及び第 2 号の定めるところに従うものとする。
- 6 前二項の規定にかかわらず、発注者が受注者に対して通知した設計変更又は受注者が行おうとする設計変更が、履行期間の変更を伴い、又は技術提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるとき、その費用負担については、発注者及び受注者は、第 29 条又は第 29 条の 2 の規定に従うものとする。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動した

ため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条** 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協議してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者いずれの責めにも帰することができないもの（以下「**不可抗力**」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「**損害合計額**」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(法令の変更)

第29条の2 法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、この契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更により、この契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備のために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、この契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他の必要な事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更が生じた日から60日以内に前項の協議が整わない場合には、発注者は、受注者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。受注者は、当該指示に従い、工事等を継続するものとする。この場合における損害、損失又は追加費用の負担は、当該法令変更が工事等に直接関係するものである場合（工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担とする。
- 3 法令変更により、設計図書の変更が可能となり、かつ当該変更によって請負代金額の減額が可能な場合、発注者及び受注者は、協議により設計図書について必要な変更を行い、請負代金額を減額するものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条、第25条から第27条、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて技術提案書又は実施設計図書を受注者に変更させることができる。この場合において、技術提案書又は実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事等が完了したときは、工事目的物に関し、引渡性能試験の実施に問題がないことを発注者に報告した上で、引渡性能試験を実施する。かかる引渡性能試験の実施要領は、要求水準書等に定めるとおりとし、その結果について要求水準書等の定めるところに従って発注者の立会い、確認等を受けた上で試験結果報告書等を提出することにより発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「**検査員**」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事等の完成及び要求水準書等の定める完成図書の整備を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定する場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 第2項の検査によって工事等の完成が発注者によって確認され、承諾された場合、受注者は、要求水準書等の定めるところに従い、当該工事目的物に関し、完成図書を提出の上、履行期間内に発注者に引渡さなければならない。
- 5 受注者は、工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければ

ならない。この場合においては、修補の完了を工事等の完了とみなして前四項の規定を適用する。

- 6 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 7 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 8 受注者は、この契約に基づき作成される実施設計図書その他の成果物について、予め民法第295条の規定に基づく留置権及び商法第521条の規定に基づく留置権、並びに民法第533条の規定に基づく同時履行の抗弁権を放棄する。

(教育及び訓練)

- 第31条の2** 受注者は、要求水準書等に従い、運営事業者の従業者に対し、当該従業者が自ら本件施設の運転、稼働及び運営を行えるよう必要な教育及び訓練を行わなければならない。なお、教育及び訓練に必要な費用（教育及び訓練を受講する運営事業者の従業者の人件費を含む。）は、受注者が負担するものとする。
- 2 受注者は、本件施設の運転マニュアルを作成し、運転指導開始の30日前までに発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者からの指摘がある場合には、当該指摘を踏まえて運転マニュアルの補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た運転マニュアルにつき、改めて発注者の確認を受けなければならない。
 - 4 受注者は、発注者に提出した運転マニュアルにつき、発注者がこれを運営事業者に提示し、写しを交付すること、及び運営事業者がこれを適宜改変することを承諾する。

(請負代金の支払)

- 第32条** 受注者は、第31条第4項の引渡しを完了したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「**約定期間**」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条** 発注者は、第31条第4項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第34条** 受注者は、請負代金額が300万円以上であって、かつ、契約書に前金払の特約がある場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「**保証契約**」という。）を締結し、その保証証書を

発注者に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の5以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の7）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下同じ。）（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の6（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の7とし、1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第32条、第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の6（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の7）の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金を設計の外注費、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第37条 受注者は、請負代金額が 1,000 万円以上（継続費、繰越明許費又は事故繰越に係る工事については、この限りでない。）であって、かつ、契約書に部分払の特約があるときは、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第 9 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	前金払（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下同じ。）をしない場合	前金払をする場合
5,000 万円未満	1 回	1 回
5,000 万円以上 1 億円未満	2 回	2 回
1 億円以上	発注者と受注者とが協議して別に契約で定める回数	

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 第 1 項の場合において、受注者が既に前金払により請負代金の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
 - (1) 部分払がまだ 1 度もなされていない場合
請負代金相当額 $\times$ ((9/10) - (前払金額/請負代金の額))
 - (2) 部分払が既になされている場合
(請負代金相当額 - 既に部分払の対象となった請負代金相当額) $\times$ ((9/10) - (前払金額/請負代金の額))
- 7 第 35 条第 2 項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求することができる額は、前項の規定にかかわらず、

平成 31 年度 円

平成 32 年度 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前払金については、第 34 条中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第 34 条及び第 35 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 37 条第 1 項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「**請負代金相当額**」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「**契約会計年度**」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の請求をすることができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第 1 項の規定による読替え後の第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超過額（以下「**出来高超過額**」という。）について部分払を請求することができる。ただし、各会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 37 条第 6 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払済金額}) - \{\text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度出来高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成 30 年度 回

平成 31 年度 回

平成 32 年度 回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事等の全部又は一部の設計・施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事等の設計・施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の設計・施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、要求水準書等及び技術提案書の定めるところにより、実施設計図書又は工事目的物に瑕疵（受注者の設計業務に起因するものを含む。以下同じ。）があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から要求水準書等に定める期間以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は、10年とする。
- 3 発注者は、実施設計図書又は工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたとき、又は要求水準書等及び技術提案書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 4 発注者は、実施設計図書又は工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。ただし、要求水準書等及び技術提案書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、実施設計図書又は工事目的物の瑕疵が要求水準書等の記載内容、支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 受注者が建設共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表であった者又は構成員であった者にその修補を請求し、又はその修補に代え、若しくはその修補とともに損害の賠償の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表であった者又は構成員であった者は、連帯して全各項に基づく責めに任ずるものとする。

(性能保証責任)

第44条の2 受注者は、工事目的物が第31条第4項又は第6項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の引渡しの際において設計図書又は技術提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する。

2 前条第5項及び第6項は、前項の規定による性能保証責任にも準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事等を完成することができない場合又は実施設計図書を全体工程表で定められた提出期限までに発注者に提出しない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事等に着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事等を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第1号及び第2号、第10条の2第1項又は第10条の3第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- (7) 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が建設共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「**暴力団員**」という。）であると認められるとき。

イ **暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのい

ずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第46条の2 発注者は、本事業に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「**排除措置命令**」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「**行政事件訴訟法**」という。）第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「**納付命令**」という。）を受け、行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号。）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられ確定したとき。
- 2 受注者が、建設共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前二項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第46条の3 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者等を選定し、工事等を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者等（以下「**代替履行業者**」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事等を完成させる義務
 - (3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が実施した工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の任意解除）

- 第47条** 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第48条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（不可抗力又は法令変更による解除）

- 第49条** 発注者は、不可抗力又は法令変更により、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者による本事業の継続が不能又は著しく困難であると判断したとき。
 - (2) 受注者が本事業を継続するために、発注者が過分の費用を負担するとき。
 - (3) 法令変更が生じた日から60日以内に第29条の2第1項に規定する協議が整わないとき又は当該法令変更による発注者の損害、損失又は増加費用の負担が過大になると判断したとき。
- 2 前項に規定する解除により受注者に発生した損害又は費用の負担については、第29条第4項から第6項まで又は第29条の2第2項の規定に従うものとする。

（解除に伴う措置）

- 第50条** 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、第50条の2第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定による場合にあって

は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、解除が第47条又は第48条の規定による場合にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の2の規定によるときは発注者が定め、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償の予約）

第50条の2 受注者は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第46条の2第1項第1号から第2号までのうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第46条の2第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合においては、発注者が受注者に対してその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 発注者は、受注者が建設共同企業体であり、既に解散しているときは、当該建設共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該建設共同建設同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の規定による賠償責任を負うものとする。

(工事等の完成前における建設共同企業体の解散に対する措置)

第50条の3 受注者が建設共同企業体であり、工事等の完了前に解散したときは、受注者の各構成員は、連帯して、工事等を完成させる義務その他この契約に基づく義務及び責任を負うものとする。

(火災保険等)

第51条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第51条の2 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会（以下「**審査会**」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(資料、報告等)

第54条 発注者は、この契約に基づく賠償金、損害金、違約金、遅延利息、過払金及び延滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若し

くは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(秘密保持)

- 第55条** 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者及び受注者がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める秘密保持義務は、この契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

- 第56条** 受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「**個人情報**」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
 - (2) この契約の目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。
 - (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
 - (4) 発注者の指示又は承諾のあるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
 - (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
 - (6) 工事等が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
 - (7) 工事等に従事する者に対し、工事等に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に対して必要な事項を周知しなければならない。

- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(補則)

第57条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[以下、余白]

別紙1

建築物に係る解体工事

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注)運搬費を含む。

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成工事の有無 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上層構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等 ()	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 該当無し

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体附属品 （ ）	本体附属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

別紙2 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	要求水準書等のとおり
業務の種類、内容及び方法	要求水準書等のとおり
業務実施期間（構造設計、設備設計を含む）	この契約の締結の日～平成 年 月 日

作成する設計図書の種類	要求水準書等のとおり
-------------	------------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：（ ）建築士 【登録番号】 （建築設備の設計に関し意見を聴く者） 【氏名】： 【資格】：建築設備士 【登録番号】

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨を記載する。

設計の一部の委託先（協力建築士事務所）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分（一級、二級、木造）	開設者の氏名又は法人名称（開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の氏名）
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）： （ ）建築事務所	

業務報酬の額	設計業務の額 円 取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 合計 円
支払の時期	別添の約款第34条から第44条、その他別添の約款に記載のとおり

契約解除に関する事項

工事請負契約 別添の約款第47条から第50条、その他別添の約款に記載のとおり

受注者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（一級）建築士事務所
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

（注）契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。